

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

金融庁
○財務省告示第 号
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）
経済産業省

）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。
金融庁
経済産業省

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるそ

の標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 発	各 出 発
(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 [略] 2 [略] 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。)とする。 [一・二 略] 三 信用リスク(第五号に規定するもの<u>並びに第六号及び第六号の二</u>のリスクに該当するものを除く。)に関する次に掲げる事項 [イ～ハ 略] ニ 内部格付手法を採用した場合にあっては、次に掲げる事項 [(1)～(3) 略] <u>(4)</u> 標準的手法が適用されるエクスポージャー(第五項に規定する定量的な開示事項のうち、別紙様式第二号第三十八面により作成するものに係るエクスポージャーに限る。)について、次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準 (i) ソブリン向けエクスポージャー (ii) 金融機関等向けエクスポージャー (iii) 株式等エクスポージャー (iv) 購入債権	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 [同左] 2 [同左] 3 [同左] [一・二 同左] 三 信用リスク(第五号に規定するもの<u>及び第六号</u>のリスクに該当するものを除く。)に関する次に掲げる事項 [イ～ハ 同左] ニ [同左] [(1)～(3) 同左] [加える。]

(v) 事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）

(vi) 中堅中小企業向けエクスポージャー

(vii) 居住用不動産向けエクスポージャー

(viii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(ix) その他リテール向けエクスポージャー

(x) 特定貸付債権

(xi) 事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、次の表の左欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項

〔表略〕

〔四～六 略〕

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全なBA-CVA又は限定的なBA-CVAをいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA-CVAを採用した場合にあっては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（取締役等の関与の仕組みを含む。）

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の左欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事項

〔同左〕

〔四～六 同左〕

〔号を加える。〕

- (2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

- (1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法
- (2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）
- (3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項
- (i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値
- (ii) 当該振替の理由
- (4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

七 [同左]

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲
[号の細分を加える。]

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
- (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
- (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
- (4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）

ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
- (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

間、PDの前提及びエクスポージャーのネッティングの方法を含む。)

- (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百六十条第三項各号に掲げる要件を含む。)

ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。)

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ [略]

ロ B I の算出方法

ハ I L M の算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。)

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合にあっては、その理由を含む。)

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式及び自己資本比率告示第五十三条第二項に規定する株式と

[号の細分を加える。]

八 [同左]

イ [同左]

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む。)

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む。)

[号の細分を加える。]

[号の細分を加える。]

九 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている株式
会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六

同等の性質を有するものに対するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするものへの出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面、第二十七面及び第二十九面並びに別紙様式第三号第二十一面から第二十三面までを除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

〔十一・十二 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適用しない。

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号及び第六号の二のリスクに該当するもの並びに次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ～ニ 略〕

二 〔略〕

〔5～7 略〕

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条 〔略〕

十七号）第六条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

十 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第三号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

〔イ・ロ 同左〕

〔十一・十二 同左〕

4 〔同左〕

一 信用リスク（前項第五号に規定するもの、同項第六号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ～ニ 同左〕

二 〔同左〕

〔5～7 同左〕

（単体自己資本比率を算出する場合における中間事業年度の開示事項）

第三条 〔同左〕

2 [略]

3 前条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の」とあるのは「次条第一項の」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「次条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第三号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

[4・5 略]

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 [略]

2 [略]

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 [略]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「株式会

2 [同左]

3 前条第三項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第十号及び第十一号」とあるのは「第十一号」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と読み替えるものとする。

[4・5 同左]

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）

第四条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

一 [同左]

二 前号に掲げる事項のほか、第一項の定性的な開示事項については、第二条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一項の」とあるのは「第四条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第二号中「株式会

社商工組合中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第四条第四項第二号において読み替えて準用する第五項」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第八号ニ中「事業部門」とあるのは「連結子法人等又は事業部門」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

[4 ～ 6 略]

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

社商工組合中央金庫全体」とあるのは「連結グループ（自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団をいう。第六号ハにおいて同じ。）全体」と、同項第三号ニ(1)中「信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第十五条の特別目的会社等を有する場合にあっては、当該特別目的会社等を含む連結の範囲における信用リスク・アセットの額）」とあるのは「信用リスク・アセットの額」と、同項第六号ハ中「保有しているかどうかの別」とあるのは「保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称」と、同項第七号中「第十四条各号」とあるのは「第二条各号」と、同項第十一号及び第十二号中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同項第十一号中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と読み替えるものとする。

[4 ～ 6 同左]

（連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開示事項）

第五条　〔略〕

2　〔略〕

3　第二条第三項（第三号ニ(4)及び第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項の」とあるのは「第五条第一項の」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第三号中「第五号に規定するもの並びに第六号及び第六号の二のリスク」とあるのは「派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク、証券化取引に係るリスク並びにCVAリスク」と、同号ニ(4)中「第五項」とあるのは「第五条第四項において読み替えて準用する第五項」と、「別紙様式第二号第三十八面」とあるのは「別紙様式第三号第三十面」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5　略〕

第五条　〔同左〕

2　〔同左〕

3　第二条第三項（第十一号に係る部分に限る。）及び前条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「第一項」とあるのは「第五条第一項」と、「次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）」とあるのは「次に掲げる事項」と、同項第十一号中「貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と、「別紙様式第十号」とあるのは「別紙様式第十一号」と、前条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「第二条第三項第十一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項」と読み替えるものとする。

〔4・5　同左〕

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（単体）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十号 (CC 2) の参照項 目
[略]				
1 b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
[略]				
30	[略]			
	31b その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株 予約権の合計額			
	[略]			
[項を削る。]				
[略]				
46	[略]			
	Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権 の合計額			
	[略]			
[項を削る。]				
[略]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（単体）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十号 （CC 2） の参照項 目
[同左]				
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
[同左]				
30	[同左]			
	31b その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	[同左]			
<u>33+35</u>	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
[同左]				
46	[同左]			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	[同左]			
<u>47+49</u>	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
[同左]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)～(9) 略]

[削る。]

(10) [略]

資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)～(9) 同左]

(10) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(11) [同左]

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロッシング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				
12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

(別紙様式第二号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（蓋然性方式250%）				

	セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔削る。〕

- a この面の**b**以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁・財務省・経済産業省告示第 号。以下「令和五年自己資本比率告示改正告示」という。）附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年自己資本比率告示改正告示による改正前の自己資本比率告示（以下「令和五年改正前自己資本比率告示」という。）第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面の**c**以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第七面の開示を行う場合には、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

f 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

g 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

h 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。

i 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額と一致する。

j 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

k～m 〔略〕

n 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面及び第二十一面の開示を行う場合には、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

〔加える。〕

f 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第九面及び第十三面の開示を行う場合、第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

〔加える。〕

g～i 〔同左〕

j 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十四面、第十五面及び第二十一面の開示を行う場合、第十四面の項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示**第百三十九条第七項**及び**第百四十七条第五項**において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

g 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示**第百三十九条第七項**及び**第百四十七条第五項**において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合**には**、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相

の項ロ欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示**第百三十九条第五項**及び**第百四十七条第五項**において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号。第十四面において「平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号」という。）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示**第百三十九条第五項**及び**第百四十七条第五項**において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十面の開示を行う場合、同面の項番9「当期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。	
<u>u</u> 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の四及び第三十七面の開示を行う場合には、第十五面の四の項番2「当期末」の項の額及び第三十七面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>v</u> 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>w</u> 「CVAリスクのうち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>x</u> 「CVAリスクのうち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第十五面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>y</u> 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。	[加える。]
[削る。]	<u>g</u> 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。同条第三項第二号に掲げる内部モデル手法により算出する場合には、内部モデルの概要を記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセット

〔削る。〕

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

の額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第十三面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十

dd 項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、そ

一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番 10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番 11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を

それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

11 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp・qq [略]

rr 項番20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十七面

行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十六面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十七面

の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項へ欄の額は、当期に係る第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章又は第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx [略]
[削る。]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価値のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクその他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計

の開示を行う場合、同面の項番8c「当期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当期に係る第三十七面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。 <u>aaa・bbb</u> [略] <u>ccc</u> この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。 [削る。] [(第二面)・(第三面) 略] (第四面) (単位：百万円) CR1：資産の信用の質	<u>qq・rr</u> [同左] <u>ss</u> この面におけるロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。 <u>tt</u> 項番 8 から項番 10 までの項及び項番 13 から項番 15 までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番 10 と項番 11 との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番 15 と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。 [(第二面)・(第三面) 同左] (第四面) (単位：百万円) CR1：資産の信用の質
---	--

〔略〕
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 〔a～j 略〕 k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。）第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。 〔l～p 略〕
(第五面) (単位：百万円)
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
〔略〕
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔同左〕
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。 〔a～j 同左〕 k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。 〔l～p 同左〕
(第五面) (単位：百万円)
CR2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動
〔同左〕
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由とした）エクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第六面)
(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。
なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第六面)
(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。
なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十

八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 略]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番			[略]
	資産クラス		
1 a	日本国政府及び日本銀行向け		
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け		
1 c	国際決済銀行等向け		
2 a	我が国の地方公共団体向け		
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け		
2 c	地方公共団体金融機構向け		
2 d	我が国の政府関係機関向け		
2 e	地方三公社向け		
3	国際開発銀行向け		
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		
5	カバード・ボンド向け		
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		

八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 同左]

(第七面)

(単位：百万円、%)

CR4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番			[同 左]
	資産クラス		
1	現金		
2	日本国政府及び日本銀行向け		
3	外国の中央政府及び中央銀行向け		
4	国際決済銀行等向け		
5	我が国の地方公共団体向け		
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け		
7	国際開発銀行向け		
8	地方公共団体金融機構向け		
9	我が国の政府関係機関向け		
10	地方三公社向け		
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		
12	法人等向け		
13	中小企業等向け及び個人向け		

	うち、特定貸付債権向け	
7a	劣後債権及びその他資本性証券等	
7b	株式等	
8	中堅中小企業等向け及び個人向け	
	うち、トランザクター向け	
9	不動産関連向け	
	うち、自己居住用不動産等向け	
	うち、賃貸用不動産向け	
	うち、事業用不動産関連	
	うち、その他不動産関連	
	うち、ADC向け	
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	
11a	現金	
11b	取立未済手形	
	信用保証協会等による保証付	
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想

14	抵当権付住宅ローン	
15	不動産取得等事業向け	
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）	
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞	
18	取立未済手形	
19	信用保証協会等による保証付	
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	
21	出資等（重要な出資を除く。）	
22	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想

定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。)を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額(CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。)を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 略]

- g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式等エクスポージャー(令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。)を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること(項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[削る。]

- h 項番1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。
- l 項番2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門(当該国による公共部門の定義によるものとする。)向けエクスポージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

[削る。]

定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。)を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額(CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額)を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 同左]

- g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること(項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。)。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- h 項番1「現金」の項には、現金(外国通貨及び金を含む。)に係る額を記載すること。

- i 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- j 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- k 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- l 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

- m 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門(当該国による公共部門の定義によるものとする。)向けエクスポージャー(特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。)に係る額を記載すること。

- n 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資

m 項番 2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番 2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番 2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番 3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

r 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番 5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番 8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番 9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番 10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

r 項番 11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

t 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により85パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。

u 「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

v 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。

w 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

y 「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第四十四条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。以下この面において同

s 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

じ。)に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。 aa 「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。 bb 「不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。 cc 「不動産関連向け うち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。 dd 「不動産関連向け うち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。 ee 「不動産関連向け うち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。 [削る。]	[加える。] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。]
[削る。] [削る。]	t 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。 u 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（自己資本比率告示第四十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。 v 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
ff 項番10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、<u>延滞エクスポージャー</u>（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、<u>同条第五項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合</u>に係る基準として、<u>三月以上</u>に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、<u>項番10a</u>に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。 gg 項番10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち<u>延滞エクスポージャー</u>であるものに係る額を記載すること。また、<u>項番10b</u>に計	w 項番16「<u>三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）</u>」の項には、<u>三月以上延滞エクスポージャー</u>（自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する<u>三月以上延滞エクスポージャー</u>をいう。ただし、<u>同条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者</u>に係る<u>エクスポージャー</u>をいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、<u>項番16</u>に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。 x 項番17「<u>抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞</u>」の項には、<u>抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャー</u>であるものに係る額を記載すること。また、<u>項番17</u>に計

上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ii 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11bに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[削る。]

ll 項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の二の項番 11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番 12「合計」の項オ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn～pp [略]

(第八面)

[別表 2]

(第八面の二)

[別表 3]

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[加える。]

y 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第八面の項番 22「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd 項番 22「合計」の項オ欄の額は、第一面の項番 2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee～gg [同左]

(第八面)

[別表 1]

[面を加える。]

(第九面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR 6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 略]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項の欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項の欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項の欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロッシング・クライテリア適用分」の項の欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項の欄の額の合計額と一致する。

[s～w 略]

(第十面)

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[略]
		クレジット・デリバティブ勘案前の	

a [同左]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。）。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 同左]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額並びに第十三面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項の欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項の欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項の欄の額と一致する。

[s～w 同左]

(第十面)

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[同左]
		クレジット・デリバティブ勘案前の	

		信用リスク・アセットの額	
[略]			
[項を削る。]			
[項を削る。]			
<u>12</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで、項番 12 及び項番 13 については、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B））別に計数を記載すること。

[c～h 略]

(第十一面) [略]

(第十二面)

(単位：％、件)

CR 9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

		信用リスク・アセットの額	
[同左]			
<u>12</u>	株式—F I R B		
<u>13</u>	株式—A I R B		
<u>14</u>	[同左]		
<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番 1 から項番 8 まで及び項番 12 から項番 15 までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（F I R B）及び先進的内部格付手法（A I R B））別に計数を記載すること。

[c～h 同左]

(第十一面) [同左]

(第十二面)

(単位：％、件)

CR 9：内部格付手法—ポートフォリオ別のデフォルト率（PD）のバック・テスト
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

う。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テストの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記3から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限り。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 略]

[削る。]

(第十三面)
[別表5]

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

[削る。]

う。)に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

c イ欄については、どのポートフォリオに係るバック・テストの結果を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載すること。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）、(4)特定貸付債権、(5)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(6)購入債権（事業法人等向け）、(7)購入債権（リテール向け）、(8)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(9)居住用不動産向けエクスポージャー及び(10)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。上記3から(6)まで（同一の内部格付制度を用いている場合に限り。）のポートフォリオ区分並びに(1)、(2)及び(7)から(10)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分（(6)のうちトップ・ダウン・アプローチを採用しているものを除く。）のうち任意の二以上のポートフォリオを統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[d～r 同左]

この面におけるヘッジの「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄に記載することを要しない。

(第十三面)
[別表4]

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポ

b～d 〔略〕

e 項番5「エクスポート・エクスポート・エクスポートモデル」の項には、自己資本比率告示第二百二十六条の規定により算出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g ホ欄には、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポート・エクスポートの額を記載すること。また、自己資本比率告示第五十六条第五項（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項へ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項へ欄の額と一致する。

i・j 〔略〕

〔別表7〕	(第十五面)
-------	--------

〔別表8〕

(第十五面の二)

〔別表9〕

(第十五面の三)

(第十五面の四)

エクスポート・エクスポート方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポート・エクスポート方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポート・エクスポート方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c～e 〔同左〕

f 項番5「エクスポート・エクスポート・エクスポートモデル」の項には、自己資本比率告示第九十条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

h ホ欄には、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポート・エクスポートの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百三十九条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネットティング契約（レボ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第五十六条第六項（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項へ欄の額並びに第二十一面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項へ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポート・エクスポート（合計）」の項へ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項へ欄の額と一致する。

j・k 〔同左〕

〔別表6〕	(第十五面)
-------	--------

〔面を加える。〕

〔面を加える。〕

〔面を加える。〕

[別添 10]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		
項番		[略]
	リスク・ウェイト	
	業種	
[略]		
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～k 略]

- l 項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m [略]

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

[o・p 略]

[(第十七面) ～ (第十九面) 略]

(第二十面)

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR 3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		
項番		[同左]
	リスク・ウェイト	
	業種	
[同左]		
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～k 同左]

- l 項番 10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

m [同左]

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[o・p 同左]

[(第十七面) ～ (第十九面) 同左]

(第二十面)

CCR 7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表
[略]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～g 略] h 項番9「<u>当期末時点</u>における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の<u>項番8</u>「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。 [i～k 略] (第二十一面) (単位：百万円)
CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー
[略]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～h 略] i 項番1「<u>適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）</u>」の項ロ欄の額及び項番11「<u>非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）</u>」の項ロ欄の額並びに<u>第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額の合計額</u>は、第一面の<u>項番6</u>「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。 [j・k 略] [(第二十二面)・(第二十三面) 略] (第二十四面) (単位：百万円)
SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

CCR 7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表
[同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～g 同左] h 項番9「<u>当期末</u>における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の<u>項番6</u>「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。 [i～k 同左] (第二十一面) (単位：百万円)
CCR 8：中央清算機関向けエクスポージャー
[同左]
(注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～h 同左] i 項番1「<u>適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）</u>」の項ロ欄の額及び項番11「<u>非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）</u>」の項ロ欄の額、<u>第十四面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第十五面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額の合計額</u>は、第一面の<u>項番4</u>「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。 [j・k 同左] [(第二十二面)・(第二十三面) 同左] (第二十四面) (単位：百万円)
SEC 3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）

項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の

項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番 10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
7	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
7	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		
10	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
11	<u>外部格付準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	<u>内部格付手法準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

g 項番 10「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の
項番 10「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面
の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付
手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

① 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

④ 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

「項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

k 項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

– 43 –

[別薬 12] (第二十六面) [別薬 14] (第二十七面)	[別薬 11] (第二十六面) [別薬 13] (第二十七面)
(第二十八面)	(第二十八面)
削除	[別薬 15]
[別薬 17] (第二十九面)	[別薬 16] (第二十九面)
[(第三十面) ～ (第三十二面) 略] (第三十三面)	[(第三十面) ～ (第三十二面) 同左] [面を加える。]
[別薬 18] (第三十四面)	[面を加える。]
[別薬 19] (第三十五面)	[面を加える。]
[別薬 20] (第三十六面)	[面を加える。]
[別薬 21] (第三十七面)	[面を加える。]
[別薬 22] (第三十八面)	[面を加える。]
[別薬 23]	

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロットティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当中間 期末	前中間 期末	当中間 期末	前中間 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）						セットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）						リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）						10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）			
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）						11	未決済取引			
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）						12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー			
15	未決済取引						13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分			
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー						14	うち、外部格付準拠方式適用分			
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分						15	うち、標準的手法準拠方式適用分			
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分							うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
19	うち、標準的手法準拠方式適用分						16	マーケット・リスク			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分						17	うち、標準的方式適用分			
20	マーケット・リスク						18	うち、内部モデル方式適用分			
21	うち、標準的方式適用分						19	オペレーショナル・リスク			
22	うち、内部モデル方式適用分						20	うち、基礎的手法適用分			
	うち、簡易的方式適用分						21	うち、粗利益配分手法適用分			
23	勘定間の振替分						22	うち、先進的計測手法適用分			
24	オペレーショナル・リスク						23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー							経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			
26	フロア調整						24	フロア調整			
27	合計						25	合計			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[削る。]

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した同面の「合計（全てのポ

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第五面の開示を行う場合、同面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

ートフォリオ)」の項イ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。	
<u>f</u> 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イには、自己資本比率告示第百三十条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	<u>f</u> 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面及び第九面の開示を行う場合、第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ロ欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ロ欄の額の合計額と一致する。
<u>g</u> 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合には、同面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ロ欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ロ欄の額の合計額と一致する。	[加える。]
<u>h</u> 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イには、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。	[加える。]
<u>i</u> 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応した、同面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>j</u> 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>k～m</u> [略]	<u>g～i</u> [同左]
<u>n</u> 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面及び第十六面の開示を行う場合には、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。	<u>j</u> 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、第十面の項番6「合計」の項ヘ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

g 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第百三十九条第七項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]

s [略]

t 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相

[加える。]

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号。第十面において「平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号」という。）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

u 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

o 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

p [同左]

[加える。]

当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 <u>u</u> 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面及び当中間期に係る別紙様式第三号第十一面の四の開示を行う場合には、第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額及び第十一面の四の項番2「当中間期末」の項の額と一致する。	[加える。]
<u>v</u> 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の三の開示を行う場合には、同面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>w</u> 「CVAリスクのうち、完全なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の二の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項の額と一致する。	[加える。]
<u>x</u> 「CVAリスクのうち、限定的なBA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十一面の開示を行う場合には、同面の項番3「合計」の項ロ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>y</u> 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。	[加える。]
[削る。]	<u>g</u> 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項

[割る。]

z 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

bb 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第九面の開示を行う場合、同面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ff 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

gg 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

ii 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、そ

ww 項番 10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

xx 項番 11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

yy 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

[加える。]

aa 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を

それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

11 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

oo 項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

pp・qq [略]

rr 項番20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

ss 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

tt 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末

行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当中間期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii [同左]

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期に係る第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末

とする四半期に係る別紙様式第七号第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除した額を記載すること。

uu 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項へ欄の額は、当中間期に係る第二十三面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

vv 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章又は第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ww 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx [略]
[削る。]

yy 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

zz 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価値のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計

とする四半期に係る別紙様式第七号第四面の開示を行う場合、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額と一致する。

[加える。]

[加える。]

uu 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu [同左]

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）附則第七条第二項に規定する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

算（蓋然性方式 400%）」の項イ欄の額、項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項イ欄の額、項番 23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番 25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番 7「その他リスク・アセット」の項ロ欄の額及びハ欄の額と一致する。

aaa・bbb [略]

ccc この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

(第二面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質

[略]

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番 8 から項番 10 までの項及び項番 13 から項番 15 までの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番 10 と項番 11 との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番 15 と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別記に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前中間期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。

(第二面)

(単位：百万円)

CR1：資産の信用の質

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 略]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 略]

(第三面)

(単位：百万円)

CR 2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当するエクスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと（資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載すること。）。

[l～p 同左]

(第三面)

(単位：百万円)

CR 2：デフォルトした貸出金・有価証券等（うち負債性のもの）の残高の変動

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用

リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 略]

(第四面)
(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 略]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第

リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。

[b～i 同左]

(第四面)
(単位：百万円)

CR3：信用リスク削減手法
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a～d 同左]

e 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計（1+2+3）」の項に記載されたエクスポージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。なお、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十九条第一項に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第四十八条第三項及び第四十九条第三項の規定により延

四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 略]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番	資産クラス	[略]
1 a	日本国政府及び日本銀行向け	
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け	
1 c	国際決済銀行等向け	
2 a	我が国の地方公共団体向け	
2 b	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
2 c	地方公共団体金融機構向け	
2 d	我が国の政府関係機関向け	
2 e	地方三公社向け	
3	国際開発銀行向け	
4	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
5	カバード・ボンド向け	
6	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	
	うち、特定貸付債権向け	
7 a	劣後債権及びその他資本性証券等	

滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。）を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由（自己資本比率告示第百八十八条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。）が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されていないエクスポージャーを指すものとする。

[f～m 同左]

(第五面)

(単位：百万円、%)

CR 4：標準的手法—信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

項番	資産クラス	[同左]
1	現金	
2	日本国政府及び日本銀行向け	
3	外国の中央政府及び中央銀行向け	
4	国際決済銀行等向け	
5	我が国の地方公共団体向け	
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け	
7	国際開発銀行向け	
8	地方公共団体金融機構向け	
9	我が国の政府関係機関向け	
10	地方三公社向け	
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
12	法人等向け	
13	中小企業等向け及び個人向け	
14	抵当権付住宅ローン	
15	不動産取得等事業向け	

7b	株式等
8	中堅中小企業等向け及び個人向け
	うち、トランザクター向け
9	不動産関連向け
	うち、自己居住用不動産等向け
	うち、賃貸用不動産向け
	うち、事業用不動産関連
	うち、その他不動産関連
	うち、ADC向け
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞
11a	現金
11b	取立未済手形
	信用保証協会等による保証付
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
12	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 略]

- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用

16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞
18	取立未済手形
19	信用保証協会等による保証付
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付
21	出資等（重要な出資を除く。）
22	合計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

[a・b 同左]

- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前

リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

[d～f 略]

- g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるとき及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有するときには、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番 7b「株式等」の項を除き、その記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

[削る。]

- h 項番 1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番 1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番 1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- l 項番 2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

[削る。]

の額とすること。

[d～f 同左]

- g 内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

- h 項番 1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

- i 項番 2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- j 項番 3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- k 項番 4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- l 項番 5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

- m 項番 6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

- n 項番 7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

m 項番 2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番 2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

o 項番 2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番 3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

r 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け　うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番 5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[削る。]

t 項番 6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向け

る額を記載すること。

o 項番 8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

p 項番 9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

q 項番 10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

[加える。]

r 項番 11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

s 項番 12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番 13 に該当するものは含めないものとする。

	エクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、<u>項番8</u>に該当するものは含めないものとする。	
<u>u</u>	「法人等向け うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>v</u>	項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により150パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>w</u>	項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により250パーセント又は400パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>x</u>	項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により75パーセント又は45パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。	[加える。]
<u>y</u>	「中堅中小企業等向け及び個人向け うち、トランザクター向け」の項には、自己資本比率告示第四十四条第三項の規定により45パーセントのリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
<u>z</u>	項番9「不動産関連向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）及びADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	[加える。]
<u>aa</u>	「不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]

bb 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
cc 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
dd 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
ee 「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャーに係る額を記載すること。	[加える。]
[削る。]	t 項番 13 「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。 u 項番 14 「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（自己資本比率告示第四十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。
[削る。]	v 項番 15 「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番 15 に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
ff 項番 10a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、 <u>延滞エクスポージャー</u> （自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、 <u>同条第五項</u> の規定により <u>金融再生法施行規則第四条第四項</u> に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、 <u>三月以上</u> に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、 <u>項番 10a</u> に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	w 項番 16 「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、 <u>三月以上延滞エクスポージャー</u> （自己資本比率告示第四十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャーをいう。ただし、 <u>同条第三項</u> の規定により <u>延滞</u> に係る基準として <u>三月以上</u> に代えて九十日超を用いている場合にあつては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、 <u>項番 16</u> に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
gg 項番 10b 「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、 <u>自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャー</u> であるものに係る額を記載すること。また、 <u>項番 10b</u> に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	x 項番 17 「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、 <u>抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャー</u> であるものに係る額を記載すること。また、 <u>項番 17</u> に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
hh 項番 11a 「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。	[加える。]
ii 項番 11b 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、 <u>項番 11b</u> に計上し	y 項番 18 「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、 <u>項番 18</u> に計上してい

ているものは、他の項に重複して計上しないこと。

jj 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

kk 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
[削る。]

ll 項番12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の二の項番11「合計」の項ニ欄の額と一致する。

mm 項番12「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

nn～pp [略]

(第六面)	
[別業25]	

(第六面の二)

[別業26]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー
[略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載するこ

るものは、他の項に重複して計上しないこと。

z 項番19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番19に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 項番20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番20に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

bb 項番21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により100パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

cc 項番22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額は、第六面の項番22「合計」の項ル欄の額と一致する。

dd 項番22「合計」の項ホ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ee～gg [同左]

(第六面)	
[別業24]	

[面を加える。]

(第七面)

(単位：百万円、%、千件、年)

CR6：内部格付手法—ポートフォリオ及びデフォルト率（PD）区分別の信用リスク・エクスポージャー
[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b 内部格付手法が適用されるポートフォリオごとに区分して計数を記載すること（どのポートフォリオに係る計数を記載しているかが明らかになるよう、適宜項を追加し、ポートフォリオの名称を記載するこ

と。)。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 略]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項の欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項の欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項の欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項の欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項の欄の額の合計額と一致する。

[s～w 略]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法－信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[略]
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	
[略]			

と。)。ポートフォリオ区分には、少なくとも、(1)ソブリン向けエクスポージャー、(2)金融機関等向けエクスポージャー、(3)事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。）、(4)中堅中小企業向けエクスポージャー、(5)特定貸付債権、(6)株式等エクスポージャー（PD/LGD方式が適用されるエクスポージャーに限る。）、(7)購入債権（事業法人等向け）、(8)購入債権（リテール向け）、(9)適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、(10)居住用不動産向けエクスポージャー及び(11)その他リテール向けエクスポージャーを含むものとする。(1)から(3)までのポートフォリオ区分及び(4)から(11)までのうち全体に占める割合が小さいポートフォリオ区分又は債務者が特定されることが想定されるポートフォリオ区分については、これらのポートフォリオ区分のうち任意の二以上のポートフォリオ区分を統合して開示することができる（二以上のポートフォリオ区分を統合した場合にはその旨及び理由を明記すること。）。

[c～q 同左]

r 「合計（全てのポートフォリオ）」の項の欄の額並びに第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項の欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項の欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項の欄の額と一致する。

[s～w 同左]

(第八面)

(単位：百万円)

CR 7：内部格付手法—信用リスク削減手法として用いられるクレジット・デリバティブが信用リスク・アセットの額に与える影響			
項番	ポートフォリオ	イ	[同左]
		クレジット・デリバティブ勘案前の信用リスク・アセットの額	
[同左]			

[項を削る。]			
[項を削る。]			
<u>12</u>	[略]		
<u>13</u>	[略]		
<u>14</u>	[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [略]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで、項番12及び項番13については、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c～h 略]

		(第九面)
[別葉28]		

(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	
[略]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

[削る。]

<u>12</u>	株式－FIRB		
<u>13</u>	株式－AIRB		
<u>14</u>	[同左]		
<u>15</u>	[同左]		
<u>16</u>	[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a [同左]

b ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番1から項番8まで及び項番12から項番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（FIRB）及び先進的内部格付手法（AIRB））別に計数を記載すること。

[c～h 同左]

		(第九面)
[別葉27]		

(第十面)

(単位：百万円)

CCR1：手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー額	
[同左]	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b 平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポー

b～d 〔略〕

e 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第二百二十六条の規定により算出した額を記載すること。

f 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。

g ホ欄には、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自己資本比率告示第五十六条第五項（自己資本比率告示第三百三十九条第七項及び第四百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

h 項番6「合計」の項へ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

i・j 〔略〕

〔別薬30〕		(第十一面)
		<u>(第十一面の二)</u>
〔別薬31〕		
		<u>(第十一面の三)</u>
〔別薬32〕		
		<u>(第十一面の四)</u>
〔別薬33〕		
		(第十二面)

ャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及びニ欄については斜線を付すこと。

c～e 〔同左〕

f 項番5「エクスポージャー変動推計モデル」の項には、自己資本比率告示第九十条の規定により算出した額を記載すること。

g 項番6「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

h ホ欄には、自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。ただし、内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第三百三十九条第二項第一号に規定する法的に有効な相対ネットティング契約（レボ形式の取引に限る。）に限り、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADを記入すること。また、自己資本比率告示第五十六条第六項（自己資本比率告示第三百三十九条第五項及び第四百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりCVAの影響を勘案している場合には、勘案後の金額を記載すること。

i 項番6「合計」の項へ欄の額、第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項ロ欄の額の合計額は、第一面の項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

j・k 〔同左〕

〔別薬29〕		(第十一面)
		〔面を加える。〕
		〔面を加える。〕
		〔面を加える。〕
		(第十二面)

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		
項番		[略]
	リスク・ウェイト	
	業種	
[略]		
10	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～k 略]

- l 項番 10「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。）及び保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。

m [略]

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等（自己資本比率告示第四十二条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。）向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項の規定により 75 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。

[o・p 略]

[(第十三面) ～ (第十五面) 略]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

(単位：百万円)

CCR3：業種別及びリスク・ウェイト別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャー		
項番		[同左]
	リスク・ウェイト	
	業種	
[同左]		
10	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～k 同左]

- l 項番 10「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

m [同左]

- n 項番 12「中小企業等向け及び個人向け」の項には、75 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

[o・p 同左]

[(第十三面) ～ (第十五面) 同左]

(第十六面)

(単位：百万円)

CCR8：中央清算機関向けエクスポージャー

	ト		
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
[略]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[略]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

k 項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己

	た信用リスク・アセット		
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット		
[同左]			
	所要自己資本の額（算出方法別）		
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
[同左]			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化

資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

- l 項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n～p 略]

(第二十面)

(単位：百万円)

SEC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[略]
		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	<u>内部格付手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
7	<u>外部格付準拠方式又は内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
[略]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		

エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

- l 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- m 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n～p 同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

SEC4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番		イ	[同左]
		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャー		
[同左]			
	信用リスク・アセットの額（算出方法別）		

10	内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
[略]		
	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
[略]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 略]

g 項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [略]

k 項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の

10	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット	
11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
[同左]		
	所要自己資本の額（算出方法別）	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
[同左]		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～f 同左]

g 項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

i 項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

j [同左]

k 項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己

額及び第十九面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n～p 略]

[別表 35]	(第二十一面)
[別表 37]	(第二十二面)
[別表 39]	(第二十三面)
[(第二十四面・第二十五面) 略]	
[別表 40]	<u>(第二十六面)</u>
[別表 41]	<u>(第二十七面)</u>
[別表 42]	<u>(第二十八面)</u>
[別表 43]	<u>(第二十九面)</u>

資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l 項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m 項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番 16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

[n～p 同左]

[別表 34]	(第二十一面)
[別表 36]	(第二十二面)
[別表 38]	(第二十三面)
[(第二十四面・第二十五面) 同左]	
	[面を加える。]
	[面を加える。]
	[面を加える。]
	[面を加える。]

[別添 44]

(第三十面)

[面を加える。]

(別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

CC 1：自己資本の構成（連結）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十一号 （CC 2） の参照項 目
[略]				
1b	普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額			
[略]				
30	[略]			
	31b その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株 予約権の合計額			
	[略]			
34	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
46	[略]			
	Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権 の合計額			
	[略]			

(別紙様式第四号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（連結）				
国際様式 の該当番 号	項目	イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	別紙様式 第十一号 （CC2） の参照項 目
[同左]				
1b	普通株式に係る新株予約権の額			
[同左]				
30	[同左]			
	31b その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	[同左]			
34－35	その他 Tier 1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
33+35	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額のうちその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
33	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
35	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
46	[同左]			
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額			
	[同左]			

<u>48</u>	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[項を削る。]				
[略]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)・(2) 略]

(3) その他 Tier 1 資本に係る基礎項目

a [略]

[削る。]

b [略]

[(4)～(9) 略]

<u>48</u> － <u>49</u>	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額			
<u>47</u> ＋ <u>49</u>	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額のうち Tier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額			
<u>47</u>	うち、商工組合中央金庫及び商工組合中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額			
<u>49</u>	うち、商工組合中央金庫の連結子法人等（商工組合中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額			
[同左]				
79	適格引当金に係る Tier 2 資本算入上限額			
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (10)				
82	適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額			
83	適格旧 Tier 1 資本調達手段の額から適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			
84	適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額			
85	適格旧 Tier 2 資本調達手段の額から適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）			

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

a [同左]

b 「商工組合中央金庫の特別目的会社等」は、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。以下同じ。

c [同左]

[(4)～(9) 同左]

[削る。]

(10) [略]

(10) 資本調達手段に係る経過措置に関する事項

- a 「適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 1 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。
- b 「適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額」とは、自己資本比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧 Tier 2 資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

(11) [同左]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、基礎的内部格付手法適用分				
4	うち、スロットティング・クライテリア適用分				
5	うち、先進的内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
6	カウンターパーティ信用リスク				
7	うち、SA-CCR適用分				
8	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
9	その他				
10	CVAリスク				
	うち、SA-CVA適用分				
	うち、完全なBA-CVA適用分				
	うち、限定的なBA-CVA適用分				
11	経過措置により適用されるマーケット・ベース方 式に基づく株式等エクスポージャー				

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要					
国際様式 の該当番 号		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセット		所要自己資本	
		当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末
1	信用リスク				
2	うち、標準的手法適用分				
3	うち、内部格付手法適用分				
	うち、重要な出資のエクスポージャー				
	うち、リース取引における見積残存価額の エクスポージャー				
	その他				
4	カウンターパーティ信用リスク				
5	うち、SA-CCR適用分				
6	うち、期待エクスポージャー方式適用分				
	うち、CVAリスク				
	うち、中央清算機関関連エクスポージャー				
	その他				
7	マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポ ージャー				
8	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（レック・スルー方式）				
9	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア セットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・ア				

12	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）				
13	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
14	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
15	未決済取引				
16	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
17	うち、内部格付手法準拠方式適用分				
18	うち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分				
19	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
20	マーケット・リスク				
21	うち、標準的方式適用分				
22	うち、内部モデル方式適用分				
	うち、簡易的方式適用分				
23	勘定間の振替分				
24	オペレーショナル・リスク				
25	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
26	フロア調整				
27	合計				

(注)

	セットのみなし計算（蓋然性方式250%）				
	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）				
10	リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）				
11	未決済取引				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
13	うち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分				
14	うち、外部格付準拠方式適用分				
15	うち、標準的手法準拠方式適用分				
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分				
16	マーケット・リスク				
17	うち、標準的方式適用分				
18	うち、内部モデル方式適用分				
19	オペレーショナル・リスク				
20	うち、基礎的手法適用分				
21	うち、粗利益配分手法適用分				
22	うち、先進的計測手法適用分				
23	特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
24	フロア調整				
25	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[削る。]

- a この面のb以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番6から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで及び項番25に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- b 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百八十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。）に係る信用リスク・アセットの額の合計額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第五面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番12「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- d 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項には、基礎的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、内部格付手法を適用して算出する当該信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- e 項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 内部格付手法適用分に係る記載について、リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）は1.06を乗じる前の額を記載し、所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）は1.06を乗じて得たリスク・アセットの額に8パーセントを乗じて得た額をそれぞれ記載すること。
- b この面のc以下の記載にかかわらず、国際様式の該当番号（以下この面において「項番」という。）1の「信用リスク」の項から「信用リスク その他」の項までには、項番4から「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項まで、項番23及び「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項に該当するものの額は含まれない。また、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項及び項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項から「信用リスク その他」の項までに該当するものの額は含まれない。
- c 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
- d 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第七面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番22「合計」の項ホ欄の額と一致する。
- e 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[加える。]

号第七面の開示を行う場合には、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第三号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。	
<u>f</u> 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項には、自己資本比率告示第百三十条に規定するスロットティング・クライテリアを利用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。また、項番4に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。	
<u>g</u> 項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第九面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第三号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。	<u>f</u> 項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面及び第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第七面及び第九面の開示を行う場合、別紙様式第二号第九面又は別紙様式第三号第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額並びに別紙様式第二号第十三面又は別紙様式第三号第九面の「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額の合計額と一致する。
<u>h</u> 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項には、先進的内部格付手法を適用して算出する自己資本比率告示第百三十三条第一号に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、自金融機関が基礎的内部格付手法を採用した場合は、当該欄は記載することを要しない。	[加える。]
<u>i</u> 項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第九面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第七面の開示を行う場合には、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオに対応したそれぞれの面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>j</u> 項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>k～m</u> [略]	<u>g～i</u> [同左]
<u>n</u> 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別	<u>j</u> 項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別

紙様式第二号第十四面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十面及び第十六面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第三号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第三号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額と一致する。

o 項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。

p 項番7「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第三十九条第七項及び第四百七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[削る。]

g 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第三十九条第七項及び第四百七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

r 項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合には、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

紙様式第二号第十四面、第十五面及び第二十一面の開示並びに当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十面、第十一面及び第十六面の開示を行う場合、別紙様式第二号第十四面又は別紙様式第三号第十面の項番6「合計」の項へ欄の額、別紙様式第二号第十五面又は別紙様式第三号第十一面の項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額並びに別紙様式第二号第二十一面又は別紙様式第三号第十六面の項番1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額と一致する。

[加える。]

k 項番5「カウンターパーティ信用リスクのうち、SA-CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第三十九条第五項及び第四百七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

m 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十九条（自己資本比率告示第三十九条第五項及び第四百七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及びレボ形式の取引等の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

n 項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第三面の開示を行う場合、同面の項番9「当四半期末時点における信用リスク・アセットの額」の項の額と一致する。

[削る。]	
<u>s</u> [略] <u>t</u> 項番10「CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。	<u>o</u> 「カウンターパーティ信用リスクのうち、CVAリスク」の項には、自己資本比率告示第六章の二の規定により算出したCVAリスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
<u>u</u> 項番10「CVAリスク」の項イ欄の額は、当四半期に係る第五面及び第六面の開示を行う場合には、第五面の項番2「当四半期末」の項の額及び第六面の項番3「CVAリスク」の項ハ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>v</u> 「CVAリスクのうち、SA-CVA適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十五面の三の開示、当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十一面の三の開示を行う場合には、それぞれの面の項番7「合計」の項イ欄の額と一致する。	[加える。]
<u>w</u> 項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、基礎的內部格付手法適用分」の項に含めることとし、これら以外の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。	[加える。]
[削る。]	<u>g</u> 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により算出した信用リスク・アセットの額及び同項ただし書の規定により100パーセントのリスク・ウェイトを適用して算出した信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、同条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式により算出した信用リスク・アセットの額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項に含めることとする。さらに、株式等エクスポージャーに標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセット

〔削る。〕

x 項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

aa 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額

の額及びこれに係る所要自己資本の額については、項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項に含めることとする。

r 項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第十三面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第九面の開示を行う場合、それぞれの面の「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額と一致する。

s 項番8「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第二項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第二項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

t 項番9「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第六項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第七項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

u 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第一号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第一号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

v 「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の四第九項第二号の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第百四十九条第十項第二号の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額

(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

bb 項番 14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

cc 項番 15「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

dd 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

ee 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第三号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第三号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番 4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額と一致する。

gg 項番 16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第三号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第三号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

hh 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付

(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

w 項番 10「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式 1250%）」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の第四十項の規定、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第四百九条第十一項の規定を適用するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。ただし、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

x 項番 11「未決済取引」の項には、標準的手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額、内部格付手法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第六十条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

y 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の欄には、自己資本比率告示第六章の規定により算出した証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

z 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第三号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第三号第二十面の項番 10 から項番 13 までの項イ欄の合計額と一致する。
[加える。]

aa 項番 12「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、別紙様式第二号第二十四面又は別紙様式第三号第十九面及び別紙様式第二号第二十五面又は別紙様式第三号第二十面の項番 14 から項番 17 までの項イ欄の合計額と一致する。

bb 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付

手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 項番 17「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

kk 項番 18「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ll 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

mm 項番 19「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面

手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番 13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番 14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番 12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番 15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十四面

及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合には、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

nn・oo 〔略〕

pp 項番20「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

qq 項番21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ヘ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第二十一面の開示を行う場合には、同面の項番12「合計」の項の額と一致する。

rr 項番22「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ヘ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合には、同面の項番16「マーケット・リスクの合計額（ACRtotal）」の項の額から同面の項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク（Cu）」の項の額を控除した額を記載すること。

ss 「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ヘ欄の額は、当四半期に係る別紙様式第二号第二十九面の開示を行う場合には、同面の項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額と一致する。

tt 項番23「勘定間の振替分」の項には、自己資本比率告示第二章又は第三章の規定により勘定間の振替を行った結果、マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

uu 項番24「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

vv 〔略〕

〔削る。〕

及び第二十五面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

hh・ii 〔同左〕

jj 項番16「マーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第七章の規定により算出したマーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。なお、特定取引勘定における証券化エクスポージャーを含み、項番4「カウンターパーティ信用リスク」の項に含まれるものは含まない。

kk 項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第二号第二十六面の開示又は当四半期末を中間期末とする中間期に係る別紙様式第三号第二十一面の開示を行う場合、同面の項番9「合計」の項の額と一致する。

ll 項番18「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期に係る第四面の開示を行う場合、同面の項番8c「当四半期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額と一致する。

〔加える。〕

〔加える。〕

mm 項番19「オペレーショナル・リスク」の項には、自己資本比率告示第八章の規定により算出したオペレーショナル・リスク相当額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

nn 〔同左〕

oo 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」の項には、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）附則第七条第二項に規定

ww 項番26「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

xx 「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」の項イ欄の額、「信用リスク その他」の項イ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドレート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額は、当四半期に係る第六面の開示を行う場合には、同面の項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額と一致する。

yy・zz [略]

aaa この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

[削る。]

する調整項目に係る経過措置により調整項目の額に算入されなかったものについて、同告示による改正前の自己資本比率告示の規定によるリスク・アセットの額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

pp 項番24「フロア調整」の項には、自己資本比率告示第十三条又は第二十四条の規定により自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項又は第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母に加えるべき額（イ欄及びロ欄）及びこれらに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。
[加える。]

qq・rr [同左]

ss この面におけるロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

tt 項番8から項番10までの項及び項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番10と項番11との間に「複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー」及び「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」との名称の項を、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法にお

(第二面) [略] (第三面)	ける指定関数方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項を、それぞれ追加すること（いずれも項番を付さないこと。）。この場合においては、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）第二条の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は、記載することを要しない。）。 (第二面) [同左] (第三面)
CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表 [略] (注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～g 略] h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番8「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。 [i～k 略]	CCR7：期待エクスポージャー方式を用いたカウンターパーティ信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表 [同左] (注) この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。 [a～g 同左] h 項番9「当四半期末における信用リスク・アセットの額」の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスクのうち、期待エクスポージャー方式適用分」の項イ欄の額と一致する。 [i～k 同左]
[別表46] (第四面)	[別表45] (第四面)
(第五面)	[面を加える。]
[別表47] (第六面)	[面を加える。]
[別表48]	

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）						
国 際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[略]						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終 実施ベース）					
[略]						
5	普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終 実施ベース）					
6	Tier 1 比率					
6 a	Tier 1 比率（フロア調整前）					
	Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベ ース）					
7	総自己資本比率					
7 a	総自己資本比率（フロア調整前）					
	総自己資本比率（フロア調整最終実施ベ ース）					
[略]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(別紙様式第八号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（単体）						
国際様式の該当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半期末	前四半期末	前々四半期末	ハの前四半期末	ニの前四半期末
[同左]						
4	リスク・アセットの額					
[同左]						
5	普通株式等Tier 1比率					
6	Tier 1比率					
7	総自己資本比率					
[同左]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]	[a・b 同左]
<u>c</u> 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。	[加える。]
<u>d</u> 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。	[加える。]
<u>e</u> 項番5 a 「普通株式等Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等Tier 1比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。	[加える。]
<u>f</u> 「普通株式等Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第一号に規定する単体普通株式等Tier 1比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。	[加える。]
<u>g</u> 項番6 a 「Tier 1比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体Tier 1比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。	[加える。]
<u>h</u> 「Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第二号に規定する単体Tier 1比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。	[加える。]
<u>i</u> 項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定する単体総自己資本比率について、自己資本比率告示第二十四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。	[加える。]
<u>j</u> 「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第十四条第三号に規定す	[加える。]

る単体総自己資本比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。 <u>k</u> 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」、「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」、項番5 a 「普通株式等Tier 1比率（フロア調整前）」、「普通株式等Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番6 a 「Tier 1比率（フロア調整前）」、「Tier 1比率（フロア調整最終実施ベース）」、項番7 a 「総自己資本比率（フロア調整前）」及び「総自己資本比率（フロア調整最終実施ベース）」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。 <u>l</u> [略] [削る。] <u>m</u> この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（<u>l</u>に該当する場合には、当該項を削除することができる。）。 <u>n・o</u> [略]	[加える。] <u>c</u> [同左] <u>d</u> 項番13「総エクスポージャーの額」及び項番14「単体レバレッジ比率」の項におけるロ欄「前四半期末」、ハ欄「前々四半期末」、ニ欄「ハの前四半期末」及びホ欄「ニの前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。 <u>e</u> この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には、項を削除せず、「－」を記載すること（<u>c</u>に該当する場合には、当該項を削除することができる。）。 <u>f・g</u> [同左]
---	---

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（連結）						
国 際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[略]						
4	リスク・アセットの額					
4 a	リスク・アセットの額（フロア調整前）					
	リスク・アセットの額（フロア調整最終 施ベース）					
[略]						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
5 a	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整 前）					
	連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整 最終実施ベース）					
6	連結 Tier 1 比率					
6 a	連結 Tier 1 比率（フロア調整前）					
	連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベ ース）					
7	連結総自己資本比率					
7 a	連結総自己資本比率（フロア調整前）					
	連結総自己資本比率（フロア調整最終実 施ベース）					
[略]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示にお

(別紙様式第九号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（連結）						
国 際 様 式 の 該 当 番 号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期末	前四半 期末	前々四 半期末	ハの前 四半期 末	ニの前 四半期 末
[同左]						
4	リスク・アセットの額					
[同左]						
5	連結普通株式等 Tier 1 比率					
6	連結 Tier 1 比率					
7	連結総自己資本比率					
[同左]						

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及びレバレッジ比率告示にお

いて使用する用語の例によるものとする。 [a・b 略] <u>c</u> 項番4 a 「リスク・アセットの額（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。 <u>d</u> 「リスク・アセットの額（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。 <u>e</u> 項番5 a 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。 <u>f</u> 「連結普通株式等 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第一号に規定する連結普通株式等 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。 <u>g</u> 項番6 a 「連結 Tier 1 比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。 <u>h</u> 「連結 Tier 1 比率（フロア調整最終実施ベース）」の項には、自己資本比率告示第二条第二号に規定する連結 Tier 1 比率について、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第四条の規定を適用しないで算出した額（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を行う最初の日から五年を経過した日以後、この項は削除するものとする。 <u>i</u> 項番7 a 「連結総自己資本比率（フロア調整前）」の項には、自己資本比率告示第二条第三号に規定する連結総自己資本比率について、自己資本比率告示第十三条の規定を適用しないで算出した値（イ欄からホ欄まで）をそれぞれ記載すること。	いて使用する用語の例によるものとする。 [a・b 同左] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。] [加える。]
---	--

附 則

（適用時期）

- 1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の規定は、基準日（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号）附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

(単位：百万円)

C R 5 : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）										
		0 %	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											

15	不動産取得等事業向け											
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。
- b 内部格付手法を採用した場合にあつては、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

- d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複

して計上しないこと。

r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第七面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー										
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）								
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
1 a	日本国政府及び日本銀行向け									
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け									
1 c	国際決済銀行等向け									
2 a		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
	我が国の地方公共団体向け									
	外国の中央政府等以外の公共部門向け									
	地方公共団体金融機構向け									
	我が国の政府関係機関向け									
	地方三公社向け									
3		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	
	国際開発銀行向け									
4		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け									
	うち、第一種金融商品取引業者及び保険									

	会社向け										
5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
	カバード・ボンド向け										
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										
7 a		100%	150%	250%	400%	その他	合計				
	劣後債権及びその他資本性証券等										
	株式等										
8		45%	75%	100%	その他	合計					
	中堅中小企業等向け及び個人向け										
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け										
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの										

9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%			その他	合計	
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%					その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 d		60%				その他			合計	
	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
		60%				その他			合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 e		100%		150%		その他		合計		
	不動産関連向け うち、A D C 向け									
		50%		100%		150%		その他	合計	
10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポ									

	ージャーを除く。)					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本告示第四百八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由

を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番 1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

d 項番 1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e 項番 1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f 項番 2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 項番 2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

h 項番 2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番 2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番 2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番 3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

l 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向けのうち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番 5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）うち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第七条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に 150 パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400%の欄に、それ以外の投資であれば 250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十五条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- v 項番9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不

動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番 9 b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 9 c 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 c に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十七条第三項において準用する自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

z 項番 9 d 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9 d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。

bb 項番 9 e 「不動産関連向けのうち、A D C 向け」の項には、A D C 向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定する A D C 向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9 e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

cc 項番 10 a 「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10 a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

dd 項番 10 b 「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーである

ものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ee 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

ff 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CR 5b：標準的手法—リスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーとCCF					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエク スポージャーの額	オフ・バランスシートのエク スポージャーの額	CCFの加重平均値	信用リスク・エクスポージャー の額（CCF・信用リスク 削減手法適用後）
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられてい

る引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 「80%」の項には、80パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番4「85%」の項には、85パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

- l 項番 5「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 6「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 7「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番 8「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番 9「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番 10「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番 11「合計」の項ニ欄の額は、第七面の項番 12「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト					エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							

	2.5 年以上			95%				
良 (Good)	2.5 年未満			95%				
	2.5 年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				
株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）								
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー								
カテゴリー	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト		エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額		
簡易手法—上場株式			300%					
簡易手法—非上場株式			400%					
内部モデル手法								
合計			—					
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー								
自己資本比率告示第百四十八条第一項 ただし書の定めるところにより 100% のリスク・ウェイトが適用される株式等 エクスポージャー			100%					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第百四十八条第一項ただし書の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。）に係る計数を記載すること。
- b ホ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第九面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスクのうち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。

- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト					エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							

	2.5年以上			95%				
良 (Good)	2.5年未満			95%				
	2.5年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。
- b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR2：CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で 除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となる ポートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第五十九条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条の三第一項の算式中の与信相当額(EAD)の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十四面の項番6「合計」の項

へ欄の額並びに第二十一面の項番 1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番 4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA 2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前期末	
2	当期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当期末」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百六十四条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十一条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得

た額を記載すること。

- h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の二から第二百八十五条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第二百八十五条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第二百八十五条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。
- j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百六十三条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百七十一条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百七十五条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12「合計」の項の額は、第一面の項番 21「マーケット・リスク うち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り

捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

MR 2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因								
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			バリュース・アット・リスク	ストレス・バリュース・アット・リスク	追加的リスク	包括的リスク	その他	合計
1 a	前期末におけるリスク・アセット							
1 b	前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整							
1 c	前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額							
2	当期中の要因別の変動額	リスク量の変動						
3		モデルの更新又は変更						
4		手法及び方針						
5		買収及び売却						
6		為替の変動						
7		その他						
8 a	当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額							
8 b	当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整							
8 c	当期末におけるリスク・アセット							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 a「前期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュー・アット・リスクの

平均値に自己資本比率告示第二百六十条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を8パーセントで除して得た額を記載する。)

- b 項番1b「前期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番8b「当期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番1aの項に計上される額を項番1cの項に計上される額で除して得た値及び項番8cの項に計上される額を項番8aの項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番1c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を8パーセントで除して得た額を記載すること。項番2から項番7までに掲げる変動要因分析は、項番1c「前期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番8a「当期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番2「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番3「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条第二項第三号又は第二百八十五条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百六十一条第一項又は第二百八十五条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を2回以上行った場合は、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番4「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番5「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番6「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番7「その他」の項には、項番2から項番6までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番6と項番7との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。)
- j イ欄には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第一号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第二号の規定により算出される額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、自己資本比率告示第二百五十九条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- m ニ欄には、自己資本比率告示第二百八十五条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

- n ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番 1 a「前期末におけるリスク・アセット」の項及び項番 8 c「当期末におけるリスク・アセット」の項ヘ欄の額は、第一面の項番 18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。
- o 項番 8 c「当期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番 18「マーケット・リスク うち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番 1 b 及び項番 8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト ティングの超 過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十 二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)								

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ					
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)					
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フ

- オールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（ C_i ））」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百六十条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十八条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）		
項番		
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
1	最大値	
2	平均値	
3	最小値	
4	期末	
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
5	最大値	
6	平均値	
7	最小値	
8	期末	
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
9	最大値	
10	平均値	
11	最小値	
12	期末	
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
13	最大値	
14	平均値	
15	最小値	
16	期末	
17	フロア（修正標準的方式）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 1 から項番 4 までの項には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 5 から項番 8 までの項には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、自己資本比率告示第二百五十九条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。
- d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、自己資本比率

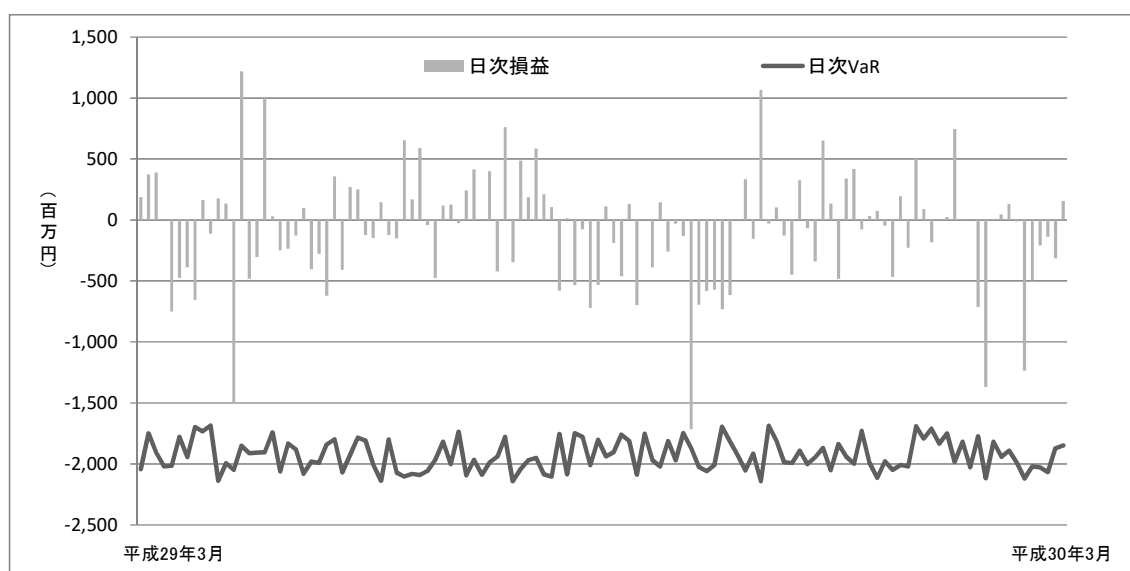
告示第二百八十五条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4 : 内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百五十七条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、自己資本比率告示第二百六十条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第二百八十五条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百六十条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十七条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十八条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百七十八条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百八十条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十九条の規

定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の二から第二百八十五条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百八十五条の五及び第二百八十五条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。

g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

h イ欄には、自己資本比率告示第二百七十七条から第二百八十条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

i ロ欄には、自己資本比率告示第二百八十二条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

j ハ欄には、自己資本比率告示第二百八十三条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

k ニ欄には、自己資本比率告示第二百八十四条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当期末	前期末	前々期末	ハの前期末	ニの前期末	ホの前期末	ヘの前期末	トの前期末	チの前期末	リの前期末	直近十年間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I L Mの算出への内部損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自己資本比率告示第二百八十九条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第二百九十一条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第二百九十三条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット 損益 (特定取引等以外の勘定のネ ット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百八十八条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番 4 「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番 14 「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15 「B I C」の項には、項番 14 「B I」に自己資本比率告示第二百八十八条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。

- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB I」の項には、自己資本比率告示第 二百九十七条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含むB I の額を記載すること。
- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第二百八十九条に定めるI L Mの値を記載すること。
この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

E N C 1：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	．．．．．				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。

b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。

c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。

d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。

e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。
- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスクのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスクのうち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスクのうち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスクのうち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（ルック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小				

	企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を除く。)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四及び第四百四十九条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

- b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。
- d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。
- e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及び

ニ欄に記載すること。

- l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、第三十七面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

C R 5 : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー												
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		信用リスク・エクスポージャーの額（C C F ・信用リスク削減手法適用後）										
		0 %	10%	20%	35%	50%	75%	100%	150%	250%	1250%	合計
1	現金											
2	日本国政府及び日本銀行向け											
3	外国の中央政府及び中央銀行向け											
4	国際決済銀行等向け											
5	我が国の地方公共団体向け											
6	外国の中央政府等以外の公共部門向け											
7	国際開発銀行向け											
8	地方公共団体金融機構向け											
9	我が国の政府関係機関向け											
10	地方三公社向け											
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け											
12	法人等向け											
13	中小企業等向け及び個人向け											
14	抵当権付住宅ローン											

15	不動産取得等事業向け											
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）											
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞											
18	取立未済手形											
19	信用保証協会等による保証付											
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付											
21	出資等（重要な出資を除く。）											
22	合計											

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄からル欄までには、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額とすること。

b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番1「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

d 項番2「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e 項番3「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- f 項番4「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- g 項番5「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- h 項番6「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。
- i 項番7「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- j 項番8「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番9「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。
- o 項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- p 項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローンに係る額を記載すること。
- q 項番15「不動産取得等事業向け」の項には、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているものに係る額を記載すること。また、項番15に計上するものは、他の項に重複して計上しないこと。
- r 項番16「三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）」の項には、三月以上延滞エクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番16に計上している

ものは、他の項に重複して計上しないこと。

s 項番 17「抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞」の項には、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 17 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

t 項番 18「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 18 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

u 項番 19「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 19 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

v 項番 20「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、項番 20 に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

w 項番 21「出資等（重要な出資を除く。）」の項には、自己資本比率告示第五十三条の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される出資等のエクスポージャーに係る額を記載すること。

x 項番 22「合計」の項ル欄の額は、第五面の項番 22「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。

y この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

z この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 a : 標準的手法—資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー									
項番	リスク・ウェイト 資産クラス	信用リスク・エクスポージャーの額（C C F・信用リスク削減手法適用後）							
		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	
1 a	日本国政府及び日本銀行向け								
1 b	外国の中央政府及び中央銀行向け								
1 c	国際決済銀行等向け								
2 a		0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
	我が国の地方公共団体向け								
	2 b 外国の中央政府等以外の公共部門向け								
	2 c 地方公共団体金融機構向け								
	2 d 我が国の政府関係機関向け								
	2 e 地方三公社向け								
3		0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
	国際開発銀行向け								
4		20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け								

	うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け										
5		10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
	カバード・ボンド向け										
6		20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）										
	うち、特定貸付債権向け										
7 a		100%	150%		250%		400%		その他	合計	
	劣後債権及びその他資本性証券等										
	7 b	株式等									
8		45%		75%		100%		その他	合計		
	中堅中小企業等向け及び個人向け										
9 a		20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計	
	不動産関連向け うち、自己居住用不動産等向け										
		20%	31.25%	37.5%	50%	62.5%			その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの										

9 b		30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
	不動産関連向け うち、賃貸用不動産向け									
		30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%			その他	合計
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 c		70%	90%	110%	150%	その他	合計			
	不動産関連向け うち、事業用不動産関連									
		70%	112.5%					その他	合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 d		60%				その他			合計	
	不動産関連向け うち、その他不動産関連									
		60%				その他			合計	
	うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの									
9 e		100%			150%		その他		合計	
	不動産関連向け うち、A D C 向け									
		50%		100%	150%		その他		合計	

10a	延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）					
10b	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞					
		0%	10%	20%	その他	合計
11a	現金					
11b	取立未済手形					
	信用保証協会等による保証付					
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面には、自己資本比率告示第四章に定める信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産（オフ・バランス取引も含む。）であって、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。）の適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。）の効果の勘案後のエクスポージャーの額を記載すること。

b 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。また、項番については変更しないこと。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、項番7b「株

式等」の項を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

c 項番 1a「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

d 項番 1b「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

e 項番 1c「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

f 項番 2a「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 項番 2b「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

h 項番 2c「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 項番 2d「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 項番 2e「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番 3「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

l 項番 4「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十条に規定する金融機関向けエクスポージャーをいう。）、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条に規定する第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）並びに保険会社向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十一条の二に規定する保険会社向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。

m 「金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」の項には、第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

n 項番 5「カバード・ボンド向け」の項には、自己資本比率告示第四十条の二第一項に規定するカバード・ボンド向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

と。

- o 項番6「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャー（同条第三項の規定により 85 パーセントのリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等（同条第四項に規定する中堅中小企業等をいう。以下この面において同じ。）向けエクスポージャー及び特定貸付債権向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条の二第一項に規定する特定貸付債権向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）を含む。）に係る額を記載すること。ただし、項番8に該当するものは含めないものとする。
- p 「法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）のうち、特定貸付債権向け」の項には、特定貸付債権向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- q 項番7a「劣後債権及びその他資本性証券等」の項には、自己資本比率告示第四十七条の五の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用される劣後債権及びその他資本性証券並びに自己資本比率告示第五十三条の三の二の規定により 150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第七条の規定により、劣後債権及びその他資本性証券に 150 パーセント以外のリスク・ウェイトを適用する場合は、実際に適用されるリスク・ウェイトの欄を追加し、当該欄に当該劣後債権及びその他資本性証券に係る額を記載すること。
- r 項番7b「株式等」の項には、自己資本比率告示第五十三条第一項の規定により 250 パーセント又は 400 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。）及び株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項各号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、投機的な非上場株式に対する投資であれば 400%の欄に、それ以外の投資であれば 250%の欄に、それぞれに係る額を記載すること。この場合において、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- s 項番8「中堅中小企業等向け及び個人向け」の項には、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十四条第一項及び第三項の規定により 75 パーセント又は 45 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）に係る額を記載すること。
- t 項番9a「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向け」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十五条第一項に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番9aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- u 「不動産関連向けのうち、自己居住用不動産等向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十五条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

- v 項番 9b「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向け」の項には、賃貸用不動産向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十六条第一項に規定する賃貸用不動産向けエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- w 「不動産関連向けのうち、賃貸用不動産向けのうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である賃貸用不動産向けエクスポージャーに係る額を記載すること。
- x 項番 9c「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連」の項には、事業用不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条第一項に規定する事業用不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9c に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- y 「不動産関連向けのうち、事業用不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、自己資本比率告示第四十七条第三項において準用する自己資本比率告示第四十六条第三項に規定する適格要件の全てを満たし、かつ、抵当権が第二順位以下である事業用不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。
- z 項番 9d「不動産関連向けのうち、その他不動産関連」の項には、その他不動産関連エクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の二第一項に規定するその他不動産関連エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 9d に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- aa 「不動産関連向けのうち、その他不動産関連のうち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの」の項には、抵当権が第二順位以下であるその他不動産関連エクスポージャーに係る額を記載すること。
- bb 項番 9e「不動産関連向けのうち、ADC向け」の項には、ADC向けエクスポージャー（自己資本比率告示第四十七条の三に規定するADC向けエクスポージャーをいう。）に係る額を記載すること。また、項番 9e に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- cc 項番 10a「延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）」の項には、延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

- dd 項番 10b「自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞」の項には、自己居住用不動産等向けエクスポージャーのうち延滞エクスポージャーであるものに係る額を記載すること。また、項番 10b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ee 項番 11a「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。
- ff 項番 11b「取立未済手形」の項には、取立未済手形に係る額を記載すること。また、項番 11b に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- gg 「信用保証協会等による保証付」の項には、信用保証協会等により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- hh 「株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の項には、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーに係る額を記載すること。また、同項に計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。
- ii この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- jj この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

C R 5 b : 標準的手法ーリスク・ウェイト区分別の信用リスク・エクスポージャーと C C F					
項番	リスク・ウェイト	イ	ロ	ハ	ニ
		オン・バランスシートのエク スポージャーの額	オフ・バランスシートのエク スポージャーの額	C C F の加重平均値	信用リスク・エクスポージャー の額 (C C F ・信用リスク 削減手法適用後)
1	40%未満				
2	40%—70%				
3	75%				
	80%				
4	85%				
5	90%—100%				
6	105%—130%				
7	150%				
8	250%				
9	400%				
10	1250%				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四の規定

によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

- a イ欄、ロ欄及びニ欄には、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。
- b イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。
- c ロ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額をいう。以下この面において同じ。）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。
- d ハ欄には、CCFを適用し、信用リスク削減手法の効果を勘案する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額をロ欄の額で除して得た比率を記載すること。
- e ニ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びCCFを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額を記載すること。
- f 内部格付手法を採用した場合は、自己資本比率告示第二百二十七条又は第二百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分がある場合及び株式等エクスポージャー（令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本告示第四百四十八条第一項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトを用いる株式等エクスポージャーを除く。以下この面において同じ。）を保有する場合には、当該事業単位又は資産区分及び当該株式等エクスポージャーに係る計数を記載すること。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、当該株式等エクスポージャーに係る係数を除き、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。
- g 項番1「40%未満」の項には、40パーセント未満のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- h 項番2「40%—70%」の項には、40パーセント以上70パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- i 項番3「75%」の項には、75パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。

- j 「80%」の項には、80 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- k 項番 4 「85%」の項には、85 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- l 項番 5 「90%—100%」の項には、90 パーセント以上 100 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- m 項番 6 「105%—130%」の項には、105 パーセント以上 130 パーセント以下のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- n 項番 7 「150%」の項には、150 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- o 項番 8 「250%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資（自己資本比率告示第五十三条第一項第一号に掲げる投機的な非上場株式に対する投資をいう。以下この面において同じ。）に該当しない投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの（同条第二項各号に掲げるものをいう。以下この面において同じ。）並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- p 項番 9 「400%」の項には、投機的な非上場株式に対する投資に係る株式及び株式と同等の性質を有するもの並びに株式等エクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第一項第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）に定めるリスク・ウェイトを用いる場合は、リスク・ウェイトの欄のリスク・ウェイトを実際に適用されるリスク・ウェイトに修正すること。
- q 項番 10 「1250%」の項には、1,250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーに係る額を記載すること。
- r 項番 11 「合計」の項ニ欄の額は、第五面の項番 12 「合計」の項ハ欄及びニ欄の合計額と一致する。
- s この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「—」を記載すること。
- t この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）と株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト					エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							

	2.5 年以上			95%				
良 (Good)	2.5 年未満			95%				
	2.5 年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				
株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式等）								
マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー								
カテゴリー	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト		エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額		
簡易手法—上場株式			300%					
簡易手法—非上場株式			400%					
内部モデル手法								
合計			—					
100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー								
自己資本比率告示第百四十八条第一項 ただし書の定めるところにより 100% のリスク・ウェイトが適用される株式等 エクスポージャー			100%					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される(1)特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）及び(2)株式等エクスポージャー（マーケット・ベース方式を使用する株式等エクスポージャー及び自己資本比率告示第百四十八条第一項ただし書の規定により 100 パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャーに限る。）に係る計数を記載すること。
- b ヘ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。
- c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。
- d ホ欄のうち、「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「内部モデル手法」の項においては、リスク・ウェイトをCCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後のEADにより加重平均した値を記載すること。
- e ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。
- f 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）」の「合計」の項ル欄の額並びに第七面の「合計（全てのポートフォリオ）」の項リ欄の額の合計額は、第一面の項番3「信用リスク うち、内部格付手法適用分」の項イ欄の額と一致する。
- g 「マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー」の「合計」の項ル欄の額及び「100%のリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番7「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

- i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- j この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- k この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、%)

CR10：内部格付手法—特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ
特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式）											
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト	エクスポージャーの額（EAD）					信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
					PF	OF	CF	IPRE	合計		
優（Strong）	2.5年未満			50%							
	2.5年以上			70%							
良（Good）	2.5年未満			70%							
	2.5年以上			90%							
可（Satisfactory）				115%							
弱い（Weak）				250%							
デフォルト（Default）				—							
合計				—							
ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）											
規制上の区分	残存期間	オン・バ ランスシ ートの額	オフ・バ ランスシ ートの額	リスク・ ウェイト					エクスポ ージャー の額（E AD）	信用リス ク・アセ ットの額	期待損失
優（Strong）	2.5年未満			70%							

	2.5 年以上			95%				
良 (Good)	2.5 年未満			95%				
	2.5 年以上			120%				
可 (Satisfactory)				140%				
弱い (Weak)				250%				
デフォルト (Default)				—				
合計				—				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十九条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される特定貸付債権（スロットティング・クライテリア方式を使用する資産に限る。）に係る計数を記載すること。

b ハ欄には、引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている償却額の償却後のオン・バランス資産項目のエクスポージャーの額を記載すること。

c ニ欄には、CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス資産項目に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前のオフ・バランス資産項目のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス資産項目に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の額とすること。

d ヘ欄からヌ欄までには、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案後のエクスポージャーの額（EAD）を記載すること。ヘ欄にはプロジェクト・ファイナンス、ト欄にはオブジェクト・ファイナンス、チ欄にはコモディティ・ファイナンス、リ欄には事業用不動産向け貸付けに係る額をそれぞれ記載すること。

e 「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外」の「合計」の項ル欄の額及び「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVC

RE)」の「合計」の項ル欄の額の合計額は、第一面の項番4「信用リスクのうち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額と一致する。

f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h この面に記載する比率は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

i この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CCR 2：CVAリスクに対する資本賦課			
項番		イ	ロ
		信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー	リスク・アセットの額 (CVAリスク相当額を8%で除して得た額)
1	先進的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
2	(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
3	(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)		
4	標準的リスク測定方式の対象となる ポートフォリオの合計		
5	CVAリスク相当額の対象となる ポートフォリオの合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「先進的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四第一項のCVAリスク相当額を算出するに当たり先進的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第五十九条に規定する期待エクスポージャー方式を用いて算出した与信相当額の合計額を記載すること。
- b 項番2「(i) CVAバリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四第一項第一号に規定するCVAバリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「(ii) CVAストレス・バリュー・アット・リスクの額 (乗数適用後)」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の四第一項第二号に規定するCVAストレス・バリュー・アット・リスクに3を乗じ8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「標準的リスク測定方式の対象となるポートフォリオの合計」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三のCVAリスク相当額を算出するに当たり標準的リスク測定方式を用いるポートフォリオの合計額に係る計数を記載すること。ただし、イ欄には、自己資本比率告示第二百五十三条の三第一項の算式中の与信相当額 (EAD) の合計額を記載すること。
- e 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項には、項番1の項に記載された額及び項番4の項に記載された額の合計額を記載すること。
- f ロ欄には、各計測手法に基づき算出されたCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- g 項番5「CVAリスク相当額の対象となるポートフォリオの合計」の項ロ欄の額、第十面の項番6「合計」の項へ

欄の額並びに第十六面の項番 1「適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額及び項番 11「非適格中央清算機関へのエクスポージャー（合計）」の項口欄の額の合計額は、第一面の項番 4「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。

h この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

i この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CVA1：限定的なBA-CVA			
項番		イ	ロ
		構成要素の額	BA-CVAによるリスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8%で除して得た額）
1	CVAリスクのうち取引先共通の要素		
2	CVAリスクのうち取引先固有の要素		
3	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「CVAリスクのうち取引先共通の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を一と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- b 項番2「CVAリスクのうち取引先固有の要素」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の四に定める限定的なBA-CVAによりCVAリスク相当額を算出する場合における K_{reduced} の算式において、 ρ を零と仮定した場合に算出される K_{reduced} の値を記載する。
- c 項番3「合計」の項には、限定的なBA-CVAによるCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について限定的なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が限定的なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA2：完全なBA-CVA		
項番		イ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	K Reduced	
2	K Hedged	
3	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「K Reduced」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{reduced} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「K Hedged」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の三の三に定める K_{hedged} の値に割引係数 ($DS_{\text{BA-CVA}}$) 0.65 を乗じて得た額に8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「合計」の項には、完全なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番3「合計」の額は、全てのCVAカバー取引について完全なBA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関が完全なBA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円、先数)

CVA3：SA-CVAのリスク・アセットの額と取引相手方の先数			
項番		イ	ロ
		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）	取引相手方の先数
1	金利リスク		
2	外国為替リスク		
3	参照先のクレジット・スプレッド・リスク		
4	株式リスク		
5	コモディティ・リスク		
6	取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク		
7	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番6までの項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるリスククラスごとのSA-CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番7「合計」の項イ欄の額のリスク・アセットの額には、自己資本比率告示第二百五十三条の四の七に定めるSA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番7「合計」の項イ欄の額は、全てのCVAカバー取引についてSA-CVAを用いて算出する場合においては、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d 項番7「合計」の項ロ欄の額には、SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出対象となる取引相手方の先数を記載すること。
- e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- f この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセットの変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前期末	
2	当中間期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前期末」の項には、前期末における自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「当中間期末」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番2「当中間期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- d この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- e 「変動事由の説明」の項には、当中間期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- f 項番1「前期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		リスク・アセット (リスク相当額を8%で除して得た額)
1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額	
3	外国為替リスクの額	
4	コモディティ・リスクの額	
	オプション取引	
5	簡便法により算出した額	
6	デルタ・プラス法により算出した額	
7	シナリオ法により算出した額	
8	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額	
9	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百六十四条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十一条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- c 項番3「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十四条の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e 項番5「オプション取引 簡便法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十八条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- f 項番6「オプション取引 デルタ・プラス法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百七十九条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定

するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額)を8パーセントで除して得た額を記載すること。

g 項番7「オプション取引 シナリオ法により算出した額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

h 項番8「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の二から第二百八十五条の五までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額、自己資本比率告示第二百八十五条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額及び自己資本比率告示第二百八十五条の九に規定する修正標準方式を用いて算出したコリレーション・トレーディングに係る個別リスクの額の合計額を8パーセントで除して得た額を記載すること。

i 項番9「合計」の項には、項番1から項番8までの合計額を記載すること。

j 項番9「合計」の額は、第一面の項番17「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

MR 1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 から項番 7 までの項には、自己資本比率告示第二百六十三条の二第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番 8 から項番 10 までの項には、自己資本比率告示第二百七十一条第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番 11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百七十五条第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番 1 から項番 11 までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番 12「合計」の項には、項番 1 の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f 項番 12「合計」の項の額は、第一面の項番 21「マーケット・リスクのうち、標準的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

- i この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円)

MR 3：内部モデル方式の状況（マーケット・リスク）		
項番		
	バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
1	最大値	
2	平均値	
3	最小値	
4	期末	
	ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）	
5	最大値	
6	平均値	
7	最小値	
8	期末	
	追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
9	最大値	
10	平均値	
11	最小値	
12	期末	
	包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）	
13	最大値	
14	平均値	
15	最小値	
16	期末	
17	フロア（修正標準的方式）	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 「バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 1 から項番 4 までの項には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第一号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのバリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- b 「ストレス・バリュー・アット・リスク（保有期間 10 営業日、片側信頼区間 99%）」の項番 5 から項番 8 までの項には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第二号イに規定する期中における一般市場リスク及び個別リスクのストレス・バリュー・アット・リスクの額に係る計数を記載すること。
- c 「追加的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 9 から項番 12 までの項には、自己資本比率告示第二百五十九条第二項第一号に規定する期中における追加的リスクの額に係る計数を記載すること。
- d 「包括的リスクの額（片側信頼区間 99.9%）」の項番 13 から項番 17 までの項には、自己資本比率

告示第二百八十五条の十一第一号に規定する期中におけるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額に係る計数を記載すること。ただし、項番 17 の「フロア（修正標準的方式）」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の十一第三号に掲げる額を記載すること。

e この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

g この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト ティングの超 過回数 (99.0%)	前中間期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
			当中間期末	平均値	最大値	最小値		前中間期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)								

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ					
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)					
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

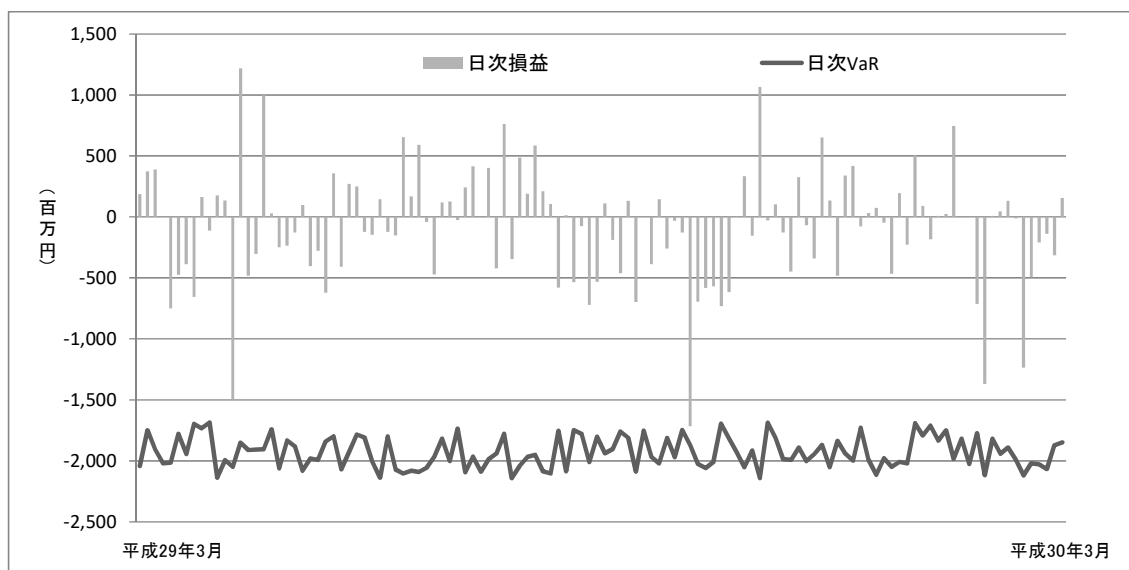
a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フ

- オールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（ C_i ））」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百六十条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当中間期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当中間期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当中間期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当中間期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十八条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前中間期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前中間期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

MR 4：内部モデル方式のバック・テストの結果



(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百五十七条第二項第二号に定めるバック・テストの結果を図示すること（上記は凡例である。）。
- b 系列「日次 VaR」は、自己資本比率告示第二百六十条第一項に規定する保有期間を一日としてリスク計測モデル（追加的リスク計測モデル及び自己資本比率告示第二百八十五条の十第三項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクの額をいう。
- c 系列「日次損益」は、自己資本比率告示第二百六十条第一項に規定する実際に発生した損益（以下「実損益」という。）又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益（以下「仮想損益」という。）のうち、自金融機関が採用している損益の額をいう。ただし、実損益及び仮想損益のいずれも開示することもできるものとし、その場合には二の損益の主要な差異項目について定性的な説明を併せて記載すること。
- d 報告基準日を含む直近 250 営業日分のバック・テストの結果を記載すること。バック・テストの超過については、超過日、超過額及び超過の主要な要因について記載すること。
- e この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
2	株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額				
3	コモディティ・リスクの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十七条の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百七十七条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- b 項番2「株式リスク(一般市場リスク及び個別リスク)の額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十八条の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額(自己資本比率告示第二百七十八条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額)を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百八十条の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百七十六条及び第二百七十九条の規

定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十五条の二から第二百八十五条の四までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百八十五条の五及び第二百八十五条の六の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。

f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。

g 項番6「合計」の項イ欄からニ欄までの合計額は、第一面の「マーケット・リスクのうち、簡易的方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

h イ欄には、自己資本比率告示第二百七十七条から第二百八十条の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。

i ロ欄には、自己資本比率告示第二百八十二条の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

j ハ欄には、自己資本比率告示第二百八十三条の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条第三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。

k ニ欄には、自己資本比率告示第二百八十四条の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。

l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

n この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、件)

OR 1：オペレーショナル・リスク損失の推移												
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル
		当中間期 末	前期末	前々期末	ハの前期 末	ニの前期 末	ホの前期 末	ヘの前期 末	トの前期 末	チの前期 末	リの前期 末	直近十年 間の平均
二百万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
千万円を超える損失を集計したもの												
6	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除前)											
7	損失の件数											
8	特殊損失の総額											
9	特殊損失の件数											
10	ネットの損失の合計額 (特殊損失控除後)											
オペレーショナル・リスク相当額の計測に関する事項												

11	I L Mの算出への内部 損失データ利用の有無											
12	項番11で内部損失デー タを利用していない場 合は、内部損失データの 承認基準充足の有無											

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- b 項番2「損失の件数」の項には、aの二百万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- c 項番3「特殊損失の総額」の項には、二百万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- d 項番4「特殊損失の件数」の項には、cの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- e 項番5「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、二百万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- f 項番6「ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）」の項には、回収額を控除した後のオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- g 項番7「損失の件数」の項には、fの千万円を超える額の損失の件数を記載すること。
- h 項番8「特殊損失の総額」の項には、千万円を超えるオペレーショナル・リスク損失額から控除した特殊損失の額の合計額を記載すること。
- i 項番9「特殊損失の件数」の項には、hの控除した特殊損失の件数を記載すること。
- j 項番10「ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）」の項には、回収額及び特殊損失の額を控除したオペレーショナル・リスク損失額のうち、千万円を超える額の損失の合計額を記載すること。
- k 項番11「I L Mの算出への内部損失データ利用の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、内部損失データを用いたI L Mの算出（自己資本比率告示第二百八十九条第一項第一号に定める方法による算出をいう。）の有無を記載すること。
- l 項番12「項番11で内部損失データを利用していない場合は、内部損失データの承認基準充足の有無」の項には、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当た

って、自己資本比率告示第二百九十一条第一項の承認を受けていない場合において、自金融機関の内部損失データに係る基準（自己資本比率告示第二百九十三条第一号に定める基準をいう。）充足の有無を記載すること。

m それぞれの項の対象となる範囲に変更が生じている場合は、説明を付すこと。

n 直近五年以上十年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合は、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えるものとする。

o この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。

p この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当中間期末	前期末	前々期末
1	I L D C			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)			
13	特定取引勘定以外の勘定のネット 損益 (特定取引等以外の勘定のネ ット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又 は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率告示第二百八十八条に定める算式及び自己資本比率告示別表第一に定める用語の意義に基づく計数を記載すること。
- b 項番 4「金利収益資産」の項には、財務諸表に掲載される各会計期末の全ての貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産の額の合計額を記載すること。
- c 項番 14「B I」の項には、項番 1、項番 6 及び項番 11 の合計額を記載すること。
- d 項番 15「B I C」の項には、項番 14「B I」に自己資本比率告示第二百八十八条第四項に定める掛目を適用して算出した額を記載すること。
- e 項番 16「除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含む B I」の項には、自己資本比率告示第二百九十七条の承認を受け除外した連結子法人等又は事業部門を含む B I の額を記載すること。

- f 項番 17「除外特例によって除外したB I」の項には、項番 14 と項番 16 の差額を記載すること。
- g この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- h この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

OR 3：オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要		
項番		
1	B I C	
2	I L M	
3	オペレーショナル・リスク相当額	
4	オペレーショナル・リスク・アセットの額	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めのない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「B I C」の項には、自己資本比率告示第二百八十八条に定めるB I Cの額を記載すること。
- b 項番2「I L M」の項には、自己資本比率告示第二百八十九条に定めるI L Mの値を記載すること。
この場合において、一部の連結子法人等又は事業部門を分けてI L Mを算出した場合は、当該連結子法人等又は事業部門を除いた法人単位のI L Mの値を記載すること。
- c 項番3「オペレーショナル・リスク相当額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を記載すること。
- d 項番4「オペレーショナル・リスク・アセットの額」の項には、自己資本比率告示第二百八十七条に定めるオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- e この様式に記載する額は、この様式で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f I L Mの値（項番2）は、小数点以下二位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。

(単位：百万円)

E N C 1：担保資産の状況					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		担保に供されている資産の額	担保に供されていない資産の額	合計	うち、証券化エクスポージャーの額
1	現金預け金				
2	特定取引資産				
3	有価証券				
4	貸出金				
5	．．．．．				
	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産を対象として計数を記載すること。
- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- c イ欄には、法令、規則、契約その他の制約（市場流動性に関する制約を除く。）により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合は、「－」を記載すること。
- e この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

(単位：百万円)

CMS 2：ポートフォリオ別の内部格付手法と標準的手法の信用リスク・アセットの比較					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		信用リスク・アセットの額			
		内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額	イ欄の内部格付手法適用分の信用リスク・アセットの額について、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額	信用リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額（フロア掛目前）
1	ソブリン向けエクスポージャー				
	うち、我が国の地方公共団体向け				
	うち、外国の中央政府等以外の公共部門向け				
	うち、国際開発銀行向け				
	うち、地方公共団体金融機構向け				
	うち、我が国の政府関係機関向け				
	うち、地方三公社向け				
2	金融機関等向けエクスポージャー				
3	株式等向けエクスポージャー				
4	購入債権				
5	事業法人向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャー及び特定貸付債権を				

	除く。)				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
6	中堅中小企業向けエクスポージャー				
	うち、基礎的内部格付手法適用分				
	うち、先進的内部格付手法適用分				
7	居住用不動産向けエクスポージャー				
8	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー				
9	その他リテール向けエクスポージャー				
10	特定貸付債権				
	うち、事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け				
11	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第五十三条の四及び第百四十九条の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a イ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識されるCCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）適用後かつ信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

b ロ欄には、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、標準的手法により算出したCCF適用後か

つ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

c ハ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。

d ニ欄には、内部格付手法におけるポートフォリオごとに区分して、標準的手法により算出した、CCF適用後かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した信用リスク・アセットの額を記載すること。また、当該額は資本フロアに係る掛目を勘案する前の額とすること。

e 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

f 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

g 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

h 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

i 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

j 「ソブリン向けエクスポージャーのうち、地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

k 項番3「株式等エクスポージャー」の項には、令和五年自己資本比率告示改正告示附則第八条第二項及び第三項の規定により令和五年改正前自己資本比率告示第四百四十八条第一項第一号に掲げるマーケット・ベース方式により信用リスク・アセットの額を算出する株式等エクスポージャーに係る額は含めないこととする。また、令和十年三月三十一日以降、自金融機関の保有する株式及び株式と同等の性質を有するもの（自己資本比率告示第五十三条第二項各号に掲げるものをいう。）並びに株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額はイ欄及びロ欄には記載せず、これらの信用リスク・アセットの額の合計額をハ欄及びニ欄に記載すること。

- l 項番4「購入債権」の項には、購入債権に係る額を記載すること。また、希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合は、その額を含めた額を記載すること（ローン・パーティシペーションのポートフォリオを保有し、セラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額を算出している場合も同様とする。）。
- m 項番11「合計」の項イ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- n 項番11「合計」の項ハ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ハ欄の額と一致する。
- o 項番11「合計」の項ニ欄の額は、当中間期末を四半期末とする四半期に係る別紙様式第七号第六面の開示を行う場合には、同面の項番1「信用リスク」の項ニ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- r この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

MR 2：内部モデル方式を適用して算出されたリスク・アセットの額の変動要因								
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
			バリュー・ アット・リ スク	ストレス・ バリュー・ アット・リ スク	追加的リ スク	包括的リス ク	その他	合計
1 a	前四半期末におけるリスク・ アセット							
1 b	前四半期末における自己資本 比率規制上のリスク・アセッ ト額への調整							
1 c	前四半期末の算出基準日にお ける内部モデル方式の算出額							
2	当 四 半 期 中 の 要 因 別 の 変 動 額	リスク量の変動						
3		モデルの更新又は変 更						
4		手法及び方針						
5		買収及び売却						
6		為替の変動						
7		その他						
8 a	当四半期末の算出基準日にお ける内部モデル方式の算出額							
8 b	当四半期末における自己資本 比率規制上のリスク・アセッ ト額への調整							
8 c	当四半期末におけるリスク・ アセット							

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番 1 a 「前四半期末におけるリスク・アセット」及び項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項には、自己資本比率告示の規定に基づき算出されるリスク・アセットの額を記載すること（例：バリュー・アット・リスクであれば、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第一号の規定に基づき、算出基準日のバリュー・アット・リスクと、算出基準日を含む直近 60 営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に自己資本比率告示第二百六十条に定める乗数を乗じて得た額のうちいずれか大きい額を 8 パーセントで除して得た額を記載する。）。

- b 項番 1 b 「前四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」及び項番 8 b 「当四半期末における自己資本比率規制上のリスク・アセット額への調整」の項には、項番 1 a の項に計上される額を項番 1 c の項に計上される額で除して得た値及び項番 8 c の項に計上される額を項番 8 a の項に計上される額で除して得た値をそれぞれ記入すること。
- c 項番 1 c 「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a 「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の項には、算出基準日における内部モデル方式による計測値を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。項番 2 から項番 7 までに掲げる変動要因分析は、項番 1 c 「前四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」及び項番 8 a 「当四半期末の算出基準日における内部モデル方式の算出額」の額に対して実施すること。
- d 項番 2 「リスク量の変動」の項には、ポジション変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- e 項番 3 「モデルの更新又は変更」の項には、自己資本比率告示第二百五十六条第二項第三号又は第二百八十五条の十第三項第三号に規定するリスク計測モデルの更新又は変更（計測対象の変更を含み、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因する変更を除く。）に起因して、自己資本比率告示第二百六十一条第一項又は第二百八十五条の十二第一項に規定する変更に係る届出を行った場合のリスク・アセットの額の変動額を記載すること。期中においてリスク計測モデルの更新及び変更に係る届出を 2 回以上行った場合には、項を追加した上、それぞれの更新及び変更につき額を計上すること。
- f 項番 4 「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更（新たな規制の導入を含む。）による計算手法の変更に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- g 項番 5 「買収及び売却」の項には、事業、商品ライン又は事業体の取得又は売却に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- h 項番 6 「為替の変動」の項には、為替変動に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。
- i 項番 7 「その他」の項には、項番 2 から項番 6 までに掲げる項目以外の要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については必要に応じて、項番 6 と項番 7 との間に項を追加の上、当該要因及び当該要因に起因するリスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。
- j イ欄には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第一号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- k ロ欄には、自己資本比率告示第二百五十九条第一項第二号の規定により算出される額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- l ハ欄には、自己資本比率告示第二百五十九条第二項の規定により算出される追加的リスクの額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- m ニ欄には、自己資本比率告示第二百八十五条の十一の規定により算出されるコリレーション・トレーディングの包括的リスクの額を 8 パーセントで除して得た額を記載すること。
- n ヘ欄には、イ欄からホ欄までに計上される額の合計額を記載すること。項番 1 a 「前四半期末におけるリスク・アセット」の項及び項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の項へ欄の額は、第一面の項番 18 「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項ロ欄の額及びイ欄の額と、それぞれ一致する。

- o 項番 8 c 「当四半期末におけるリスク・アセット」の額は、第一面の項番 18 「マーケット・リスクのうち、内部モデル方式適用分」の項イ欄の額と一致する。
- p この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- q この面に記載する比率（項番 1 b 及び項番 8 b）は、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- r 開示に使用する額の単位については、当四半期末におけるリスク・アセットの額を 100 で除した額（最大でも 1000 億円以下とする。）を上回ってはならない。この場合において、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- s この面は、自金融機関が標準的方式を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番			イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト
			算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスト ティングの超 過回数 (99.0%)	前四半期の算出基準日を含む直 近十二週間の値	
			当四半期末	平均値	最大値	最小値		前四半期末	平均値
1	制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))								
2	リスク・クラス	一般金利リスク							
3		株式リスク							
4		コモディティ・リスク							
5		外国為替リスク							
6		信用スプレッド・リスク							
7	制約がある期待ショート・フォール (IMCC (C _i))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)								

11	アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ					
12	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク (イ)					
13	内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク ($SA_{all\ desk}$) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR_{total}) $\min((イ) + (ロ); (ニ)) + \max(0, (ハ))$					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1「制約がない期待ショート・フォール (IMCC (C))」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (C)) の値を記載すること。

b 項番2「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フ

- オールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- c 項番3「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- d 項番4「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- e 項番5「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- f 項番6「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- g 項番7「制約がある期待ショート・フォール（IMCC（ C_i ））」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額（IMCC（ C_i ））の値を記載すること。
- h 項番8「モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（IMCC）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額（IMCC）の値を記載すること。
- i 項番9「モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク（SES）」の項には、自己資本比率告示第二百五十九条の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの（SES）の値を記載すること。
- j 項番10「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク（DRC）」の項には、自己資本比率告示第二百六十条に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額（DRC）の値を記載すること。
- k 項番11「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番12「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める C_A 及びDRCの合計額（ $IMA_{G,A}$ ）に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番13「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額（ C_u ）の値を記載すること。

- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{G,A}$ の値から自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定めるグリーン・ゾーン (G) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{G,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{all\ desk}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百六十二条の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当四半期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当四半期の平均値を記載すること。
- s ハ欄には、当四半期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当四半期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百五十八条の二第二項に定める全社的なバック・テストの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前四半期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前四半期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(単位：百万円)

CVA4：CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表		
項番		リスク・アセットの額（CVAリスク相当額を8％で除して得た額）
1	前四半期末	
2	当四半期末	
	変動事由の説明	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「前四半期末」の項には、直前の四半期末における自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- b 項番1「前四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項口欄の額と一致する。
- c 項番2「当四半期末」の項には、自己資本比率告示第二百五十三条の二の二の規定により算出したCVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額を記載すること。
- d 項番2「当四半期末」の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- e この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- f 「変動事由の説明」の項には、当四半期におけるリスク・アセットの額の主な変動事由の説明を記載すること。この場合においては、定性的な情報（リスク・アセットの額の変動の要因となる事象を説明することを要し、リスク量の増減、計測手法の変更、事業等の買収又は売却等の事象、外貨換算の影響等を含む。）及び定量的な情報を含めること。なお、リスク・アセットの額の変動が軽微な場合は、当該欄は記載することを要しない。
- g 項番1「前四半期末」が令和五年自己資本比率告示改正告示による改正後の自己資本比率告示の規定により自己資本比率の算出を開始する最初の基準日前となる場合は、当該欄は記載することを要しない。
- h この面は、自金融機関がSA-CVAを用いてCVAリスク相当額の全て又は一部を算出する場合において作成することを要する。

(単位：百万円)

CMS 1：内部モデルを用いた手法と標準的手法のリスク・アセットの比較					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		リスク・アセットの額			
		内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額	標準的な手法適用分のリスク・アセットの額	リスク・アセットの額	資本フロア計算に用いられる、標準的な手法により算出したリスク・アセットの額(フロア掛目前)
1	信用リスク				
2	カウンターパーティ信用リスク				
3	CVAリスク				
4	信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー				
5	マーケット・リスク				
6	オペレーショナル・リスク				
7	その他リスク・アセット				
8	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a イ欄には、内部モデルを用いた手法（内部格付手法、内部モデル手法、期待エクスポージャー方式、エクスポージャー変動額推計モデル及び内部評価方式をいう。以下この面において同じ。）のうち、承認を受けた手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- b ロ欄には、承認を受けた内部モデルを用いた手法以外の手法により算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- c ハ欄には、イ欄及びロ欄に計上される額の合計額を記載すること。

- d ニ欄には、ハ欄に計上されるリスク・アセットの額について、内部モデルを用いた手法の承認を得ていないものとみなして算出したリスク・アセットの額を記載すること。
- e 項番1「信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項イ欄の額、項番3「信用リスク うち、基礎的内部格付手法適用分」の項イ欄の額、項番4「信用リスク うち、スロットティング・クライテリア適用分」の項イ欄の額及び項番5「信用リスク うち、先進的内部格付手法適用分」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- f 項番2「カウンターパーティ信用リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番6「カウンターパーティ信用リスク」の項イ欄の額と一致する。
- g 項番3「CVAリスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番10「CVAリスク」の項イ欄の額と一致する。
- h 項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項ハ欄の額は、第一面の項番16「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」の項イ欄の額と一致する。
- i 項番5「マーケット・リスク」の項ハ欄の額は、第一面の項番20「マーケット・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- j 項番6「オペレーショナル・リスク」の項ロ欄、ハ欄及びニ欄の額は、第一面の項番24「オペレーショナル・リスク」の項イ欄の額と一致する。
- k 項番7「その他リスク・アセット」の項ロ欄及びハ欄の額は、第一面の「信用リスク うち、重要な出資のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク うち、リース取引における見積残存価額のエクスポージャー」のイ欄の額、「信用リスク その他」のイ欄の額、項番11「経過措置により適用されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー」の項イ欄の額、項番12「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（レック・スルー方式）」の項イ欄の額、項番13「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（マンドート方式）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式250%）」の項イ欄の額、「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（蓋然性方式400%）」の項イ欄の額、項番14「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算（フォールバック方式1250%）」の項イ欄の額、項番15「未決済取引」の項イ欄の額、項番23「勘定間の振替分」の項イ欄の額及び項番25「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項イ欄の額の合計額と一致する。
- l この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。
- m この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- n この面は、自金融機関が内部モデルを用いた手法のうちいずれの承認も受けていない場合には、作成することを要しない。